

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十六号

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。